デジタル・セーフティネットの構

セーフティネットの構築を急ぐべき。それはギグ・エコノミーへの対応としても重要」と提言する 障を連携させるデジタル化の遅れだ。森信研究主幹は「マイナンバー制度を活用したデジタル マイナンバー制度開始から4年半。コロナ危機で明らかになったのは、税の所得情報と社会保

欧 築を急ぐべきだ。 でも、マイナンバー制度を活用し税 な支援金給付につながった。日本 コロナ危機ではそのインフラが迅速 付き税額控除」などの仕組みがあり 「デジタル・セーフティネット」の構 して税と社会保障を連携した「給付 (所得情報)と社会保障を連携させ、 米では、中低所得層への勤労 促進やセーフティネットと

運営のインターネットサービス「マ る。欧米では国民全員が国税のネッ イナポータル」は活用のしがいがあ 特にマイナンバーを活用した政府

> ネット」の基盤となる。その際、国 の構築とともに、支援給付などを含 民のプライバシーへの懸念や国家へ 理を行い、税と社会保障を連携させ をハブとして所得情報などの一元管 トワークにつながり社会保障と連携 め、具体的なメリットを明示してい の不信を軽減すべく、より良い制度 れば「日本型デジタル・セーフティ している。日本も「マイナポータル

備も浮き彫りになったが、「マイナ リーランスのセーフティネットの不 コロナ危機では、個人事業主やフ くことが重要である。

新聞出版社)など。 この間ギグ・ワーカーやフリーラン 平感も強まっている。給与所得は源 得の種類による負担や手続きの不公 クス・ギャップ)が起きる一方、所 告の増加とそれに伴う税収減 (タッ 中、税においては、無申告・過少申 スと呼ばれる「雇用的自営」が増加 どの「伝統的自営」が中心だったが し、兼業や副業も多い。そのような

ポータル」を個人の社会保障勘定と 情報が入る仕組みが出来上がる。 還付額などの各種情報 重く、 主の事業所得は、経費の概算控除や 申告は基本的に不要だが、 する動きも出てきている。 OECD諸国では、プラットフォー 用的自営業者」には給与所得控除を 特例」を参考に、一定所得以下の「雇 応として「家内労働者の必要経費の 与所得控除を縮小し、基礎控除を拡 め、2018年度税制改正では、給 負う。事業所得のほうが、税負担が 源泉徴収はなく、自ら申告義務を マーに情報提供や源泉徴収を義務化 適用することも検討すべきだろう 大することになったが、さらなる対

納税の手間もかかる。そのた

個人事業

従来の個人事業主は、商店主な 主の間の不公平感が解消される。プ ト」の構築は益々重要になっている。 きる。現在、政府のワーキンググル どで所得把握ができれば、フリーラ ラットフォーマーからの情報提供な 便な制度なので、被用者と個人事業 るため、「デジタル・セーフティネッ ろだが、コロナ時代に迅速に対応す ープで具体的な検討が始まったとこ ンスの社会保障につなげることもで した問題の解消にも有効である。 「日本型記入済み申告制度」は、こう 「マイナポータル」の活用による

だ。わが国でも10月から「マイナポ これは、インターネット上のプラッ を記入し、それを納税者がチェック 型記入済み申告制度」だ。税務当局 るように連携させれば、セーフティ カーやフリーランスにとっても有益 トフォームを介して働くギグ・ワー みで、欧州各国で導入が進んでいる。 泉徴収額、 が申告書にあらかじめ所得金額や源 る。その第一歩となるのは、「日本 ネットを効果的・効率的に整備でき 位置付け、収入・支出の情報が入 ータル」に金融機関や保険会社から して返送すれば申告が完了する仕組

泉徴収と年末調整により税務署への

もりのぶ・しげき 東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授

京都大学法学部卒業。大蔵省に入省し、主 税局総務課長、東京税関長、財務総合政 策研究所長などを歴任。中央大学法科大 学院教授などを経て現職。政府の「マイナン 制度及び国と地方のデジタル基盤抜 本改善ワーキンググループ」委員。 著書に『デジタル経済と税―AI時代の富を めぐる攻防』(日本経済新聞出版社)、「どう なる? どうする! 共通番号』(共著、日本経済

13